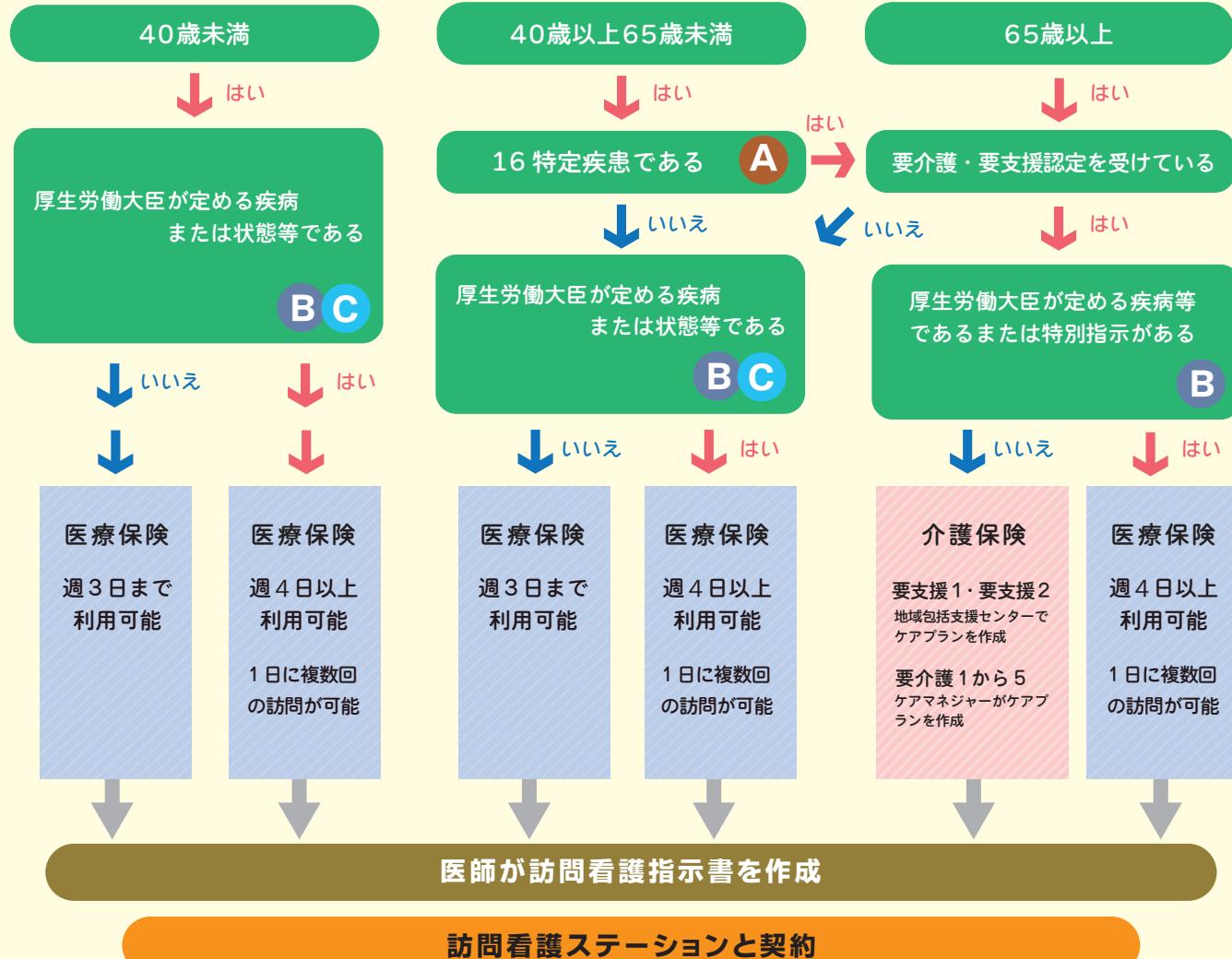


ご利用の流れ

かかりつけ医が訪問看護の必要性を認めた方



清和会訪問看護ステーションひまわり

より詳しい内容はお電話でお問い合わせくださいか、
訪問看護ステーションひまわりのホームページをご覧ください



岩手県奥州市水沢東大通り1丁目5番30号

(営業時間 8時00分～17時30分) (土・日・祝日・お盆・年末年始休み)

TEL.0197-47-3400
FAX.0197-47-3401



A

16特定疾患

- ①がん末期
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺
- ⑧大脳皮質基底核変性症
- ⑨パーキンソン病
- ⑩骨髄小脳変性症
- ⑪脊柱管狭窄症
- ⑫早老症
- ⑬多系統萎縮症
- ⑭糖尿病性神経障害・糖尿病性腎病
及び糖尿病性網膜症
- ⑮閉塞性動脈硬化症
- ⑯慢性閉塞性肺疾患
- ⑰両側の膝関節または
股関節に著しい変形を伴う変形性
関節症

B

別表第7

- 厚生労働大臣が定める疾病等
- 末期の悪性腫瘍
- 多発性硬化症
- 重症筋無力症
- スモン
- 筋萎縮性側索硬化症
- 脊髄小脳変性症
- ハンチントン病
- 進行性筋ジストロフィー症
- パーキンソン病関連疾患
- 多系統萎縮症
- プリオーン病
- 亜急性硬化性全脳炎
- ライソーム病
- 副腎白質ジストロフィー
- 脊髄性筋萎縮症
- 球脊髓性筋萎縮症
- 慢性炎症性脱髓性多発神経炎
- 後天性免疫不全症候群
- 頸髄損傷
- 人工呼吸器を使用している状態

C

別表第8 厚生労働大臣が定める状態

1. 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
2. 以下のいずれかを受けている状態にある者
在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理
3. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
4. 真皮を越える褥瘡の状態にある者
5. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

あなたの笑顔を守る 訪問看護

私たちが自宅での療養生活を支えます



療養生活をサポートするには多職種との連携が必要です。医療保険または介護保険を利用しますので、まずはかかりつけ医に相談し、訪問看護の必要性を確認しましょう。

生活の質の向上または維持を目的に
自立した生活の支援と
意思決定の支援をします

もし、あなたやご家族が病気になり、自宅での治療をご希望される際は「訪問看護」という選択肢があります。看護師等が定期的に訪問して必要なケアやサポートを提供します。それにより病院に通う負担が減り、安心して療養生活を送ることができます。必要とされる皆様の大切な時間を少しでも穏やかに過ごせるよう訪問看護ステーションひまわりはお手伝いします。



私たちと一緒に住み慣れた自宅での生活を考えてみませんか？

清和会訪問看護ステーションひまわり

Q・訪問看護は年齢制限がありますか？

かかりつけ医が訪問看護を必要と承認した場合、赤ちゃんから高齢者までどなたでも受けられます

Q・訪問に来る看護師はどんな方ですか？

病院や施設で経験を積んだ看護師が伺います

Q・訪問中は家族の同席が必要ですか？

ご家族の方が不在でも対応が可能です。

1人暮らしの方もご利用できます。

Q・介護の相談も可能ですか？

認知症の方のケアや、ご家族の精神的な支援が可能です。住居環境に合わせて介助方法の指導や、介護の負担軽減になるよう看護師がアドバイスします。

Q・自宅でリハビリができますか？

訪問看護ステーションひまわりには理学療法士も在籍しています。運動機能の維持や向上を目的にご自宅でリハビリを受けることが可能です。

より詳しい内容はお電話でお問い合わせいただくか、訪問看護ステーションひまわりのホームページをご覧ください



訪問看護の一例



1. 健康チェック

血圧・体温・脈拍測定・
経皮的動脈血酸素飽和度の
測定 (SpO2)



2. 身体の清潔ケア

入浴介助・清拭・口腔ケア・
皮膚トラブル等



3. 医療機器の管理

点滴・吸引・経管栄養
人工呼吸器・在宅酸素・
腹膜透析等



4. 医療的ケア

胃ろう管理・ストーマケア
床ずれの予防と処置・指導等



5. お薬の管理と指導

服薬管理・薬の作用の説明
飲み方指導



6. 介護相談・アドバイス

介護方法の助言
お悩みの相談等